

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月20日
【会社名】	株式会社リミックスポイント
【英訳名】	Remixpoint,inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 真 吾
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番9号
【電話番号】	03 - 6206 - 2220
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 中澤 剛 介
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番9号
【電話番号】	03 - 6206 - 2220
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 中澤 剛 介
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 249,755,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,195,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成25年12月20日(金)開催の取締役会において発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所は下記の通りであります。

名 称：株式会社証券保管振替機構

住 所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本金組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,195,000株	249,755,000	125,475,000
一般募集			
合計(総発行株式)	1,195,000株	249,755,000	125,475,000

(注) 1. 第三者割当の方法により割当てます。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本金組入額は125,475,000円です。

3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

債権者 セノーテ1号投資事業有限責任組合

種類 平成25年2月28日付金銭消費貸借契約に基づく貸付金銭債権

返済期日 平成26年2月28日

利率 4.0%

担保 なし

(金銭消費貸借契約の概要)

セノーテ1号ファンドとの間で、借入総額50,000,000円、返済期日平成26年2月28日、利率4.0%の条件にて、平成25年2月28日付にて金銭消費貸借契約を締結しております。

現物出資の目的とする借入金債権の返済期日は平成26年2月28日となっておりますが、当社は、債権者であるセノーテ1号ファンドと、当該借入金の返済期限を平成26年1月9日(本件増資の給付期日と同日)とする旨、同日をもって当該金銭債権50,000,000円のうち49,951,000円を当社に対する現物出資として給付する旨の合意書を締結する予定です。また、借入総額50,000,000円と現物出資のもととなる金銭債権との差額49,000円及び未払利息1,726,029円につきましては、引続き返済義務があることとなります。

なお、現物出資の対象となる財産については、会社法の規定により原則として検査役の検査(会社法第207条第1項)若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査(同条第9項第4号)が義務付けられていますが、現物出資の対象となる財産が増資を行う当社に対する金銭債権である場合(いわゆるデット・エクイティ・スワップである場合)については、会計帳簿によりその実在性が確認できるとともに、帳簿残高の範囲内であれば資本充実に支障がないことから、検査役検査又は専門家による調査の必要がないこととされています(同条第9項第5号)。ただし、同条第9項第5号が適用される金銭債権につ

いては、弁済期が到来しているものに限られます。よって、本第三者割当増資の対象債権50,000,000円につきましては、検査役検査又は専門家による調査の必要の検査を不要とすることを目的とするため、当社が期限の利益を放棄することと致します。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
209	105	1株	平成26年1月9日(木)		平成26年1月9日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、発行価額の総額249,755,000円のうち49,951,000円を金銭以外の財産の現物出資による方法で割り当てます。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本金組入額の総額は、125,475,000円であります。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、上記株式を割り当てた者から申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格を払い込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社リミックスポイント経営管理部	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番9号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友銀行 青山支店	東京都港区南青山三丁目8番38号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
199,804,000円	4,161,000円	195,643,000円

- (注) 1. 本第三者割当増資発行価額のうち、49,951,000円は現物出資(デット・エクイティ・スワップ)であり、金銭として払い込まれる予定の金銭は199,804,000円であります。
- (注) 2. 本件増資にかかる諸経費の内訳は、割当先に対する調査費用として750,000円、書類作成費用として1,000,000円、登録免許税として1,211,000円、第三者委員会の組成費用900,000円、その他諸経費(司法書士報酬、信託手数料、公告費用等)として300,000円を予定しております。
- (注) 3. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

a. 現在の財務状況

我が国の経済は、平成24年12月の政権交代後に掲げられた「アベノミクス」政策への期待から、円安傾向が継続し、株価の上昇もみられ、全般的に景気回復の兆しが強いものとなっております。しかしながら、景気回復の浸透は企業規模及び業種に限定的な傾向があり、市場全般という意味では、いまだ厳しい状況にあります。

当社は、平成23年9月1日付で連結子会社を合併し、以降、連結子会社が存在せず、当社単体においてソフトウェア開発関連事業としてアプリケーションの開発及びその周辺サービスを提供しております。とりわけ、主力製品である、業務用中古車査定アプリケーション「Inspection Expert System(以下、「IES」といいます。)」の販売拡大に向けて、パートナーとの協業による販路拡大やトライアル環境の増強などの取り組みを進めると共に、中古車流通に関連するシステム開発案件の受注活動を積極的に行う事で売上の拡大に努めております。

当社は、平成20年3月期から平成24年3月期まで5期連続して営業損失及び営業キャッシュフローのマイナス状態が継続しており、平成21年3月期においては継続企業の前提に重要な疑義が生じております。平成25年3月期において、営業利益及び営業キャッシュフローにプラスが計上されたものの、平成25年3月22日付プレスリリース「主要取引先との契約満了に関するお知らせ」のとおり、株式会社オートバックスセブン(以下、「AB7社」といいます。)とのシステム使用並びにシステムサポート保守の契約が、平成25年3月31日をもって満了となり、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じている状況が継続しております。

平成26年3月期第2四半期における当社の経営成績は、売上高28百万円、営業損失45百万円、経常損失55百万円、当期

純損失49百万円であり、平成25年11月27日に公表した業績予想の修正では、通期の売上高を154百万円と見込んでおりますが、今回の増資等による資金調達が実行出来ない状況下では売上高が100百万円に満たないことが予想されており、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触すると考えられます。また平成26年3月期第2四半期における純資産の額が15百万円と大変厳しい状況であり、平成25年11月27日に公表した業績予想の修正通りに推移しても平成26年3月期は債務超過に陥り、さらに平成27年3月期まで2期連続で債務超過の状態が続けば、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触することが考えられます。

また、キャッシュ・フローの面では、毎月およそ25百万円の運転資金が必要となっている中、既存事業および今後展開予定の事業において一定規模の売上見込みはあると考えてはいるものの、短期的には運転資金をカバーできるだけの売上が上がっていないため、平成25年11月末現在における当社の現預金残高の26百万円では、大変厳しい状況となっております。

これまでのマイナストレンドを回復させ、資金難の状況及び継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況並びに上場廃止基準に抵触しそうな状況を早期に解消するために、「成長戦略」の概要で説明しますエネルギー管理システム「ENE SYS」及び中古車査定システム「IES」の両製品を核とした成長戦略の推進により収益性の改善を図ること、及び資本の増強によりキャッシュポジションの安定化並びに財務体質の強化を図ることが急務であると考えております。当該成長戦略を実行していくことが、当社の経営課題を解消し、企業価値の向上へ繋がると考えております。

b. 平成25年3月期における資金調達状況

このような環境下、運転資金として、平成24年8月31日付にて100百万円を興産信用金庫より、平成24年9月28日付にて50百万円を株式会社日本政策金融公庫より借入にて調達いたしました。そのうち、興産信用金庫の100百万については平成25年8月13日に一旦完済し、平成25年8月31日に100百万円を調達致しました。また平成25年2月26日付プレスリリース「資金の借入に関するお知らせ」のとおり、当社は平成25年2月28日付にてセノテ1号投資事業有限責任組合(以下、「セノテ1号ファンド」といいます。)より、50百万円の借入を実行いたしました。

これらの借入(セノテ1号ファンドからの借入金を除く)について、月々約1.7百万円の元本返済と利息の支払いをしておりますが、現在の当社の事業規模・事業環境における返済負担の影響は大きく、既存事業の維持・継続への資金充当も十分とはいえない状況となっております。

c. 当社の事業の現状及び今後

前述のように、平成25年3月期におきましては、既存事業の維持・継続への資金充当が十分とは言えない状況下である中で、平成26年3月期第2四半期における当社の経営成績が、売上高28百万円と大変厳しいものになりましたのは、AB7社の契約満了に伴い最小限のコストで事業運営をしていく戦略をとっていたために他ならないと考え、自社で積極的に営業活動をしていく戦略に切り替えていった結果であります。中古車査定システム「IES」については、戦略実行の効果が徐々に現れてきており、平成26年3月期の業績に貢献するものと考えております。

当社は、資金難の状況及び継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況並びに上場廃止基準に抵触しそうな状況を早期に解消するために、特に以下の2つを重点課題として掲げ、当社の成長戦略を実行し、収益性の改善及びキャッシュ・ポジションの安定化並びに財務体質の強化を図り、株主利益の最大化を図るべく企業価値を向上して参ります。

(ア) 顧客基盤の拡大

当社が推進する「成長戦略」には顧客基盤の拡大が不可欠であるため、顧客ニーズにマッチした新しい価値を提供できる製品・サービスの開発・導入により、顧客セグメント領域の拡大を図ることが重要と考えております。具体的には、中古車査定システムの領域に囚われず、ソフトウェア開発の技術を生かしてエネルギー管理システムの領域並びに関連領域での事業展開を開始することで新たな顧客の獲得に繋がり、さらなるビジネス領域の拡大へと繋がっていく成長戦略を構築することに積極的に取り組んで参ります。

(イ) 成長戦略に不可欠な人材の確保及び協力会社の活用

「成長戦略」の概要で説明しますエネルギー管理システム「ENE SYS」及び中古車査定システム「IES」の両製品を核とした「成長戦略」の柱は顧客基盤の拡大です。そのためには顧客ニーズにマッチした新しい価値を提供できる製品・サービスの開発・導入により、新たなビジネス領域へ展開して行くことが不可欠となります。当社は、平成26年3月期の目標達成に向けた顧客基盤の拡大という成長戦略を推進するための人材を、早期に確保し当該両製品へ集中的に投入してまいります。また、製品・サービスの多様化に応じて協力会社の資産を活用し、経営リソース運用の効率化及び製品・サービスの早期開発・導入を可能にする組織及び体制を構築して参ります。

d. 「成長戦略」の概要

エネルギー管理システム「ENE SYS」

当社は、エネルギーの有効利用に着目し、中でもエネルギー管理の手法の一つ、BEMS (Building Energy Management System) を利用した管理システム「ENE SYS」を当社のソフトウェアとして開発を行い、事業者に対して直接販売を行ってまいります。

BEMSとは商業用施設の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、OA機器等の電力使用量のモニターや制御を行うためのシステムです。電力消費は一定時間に集中して高くなることもあり、この消費量のピークを適切に管理・把握し、抑制することで余剰な電力消費の削減および電気基本料金の削減が実現できます。

当社が開発したエネルギー管理システム「ENE SYS」はこのBEMSの基本原則を活用しており、「ENE SYS」を利用することで、電力の使用状況を可視化でき、上述した機器制御をすることにより、デマンドピークを抑制するなどの省エネを実現させることが可能です。

「ENE SYS」は電力センサー、温度センサー、照度センサー等の各種センサーからの情報を集めるコントローラーと情報を可視化(見える化)するWebシステムと、空調、照明等の機器を制御する機能の3つに大別できます。「ENE SYS」では機器ごとの消費電力を時間別に可視化する機能を備えているため、いつ・どこの機器をどの程度制御すれば期待する

削減効果が得られるか判断することが可能になっています。更に温度センサーや人感センサーの情報を加えることによりさらに快適に省エネを実現できるシステムになっていくことを目指しています。

この「ENeSYS」を皮切りに当社としては商業用施設の総合エネルギーソリューションを実現して参りたいと考えており、これはこれからの社会に貢献するだけでなく事業としても十分に市場性が高いものだと考えています。エネルギー管理システム「ENeSYS」の製造・販売には、半年から1年の準備期間を要します。BEMS機器の主要部分の開発は協力会社の活用によって終わっておりますが、使用環境に応じて、機器及びWebシステムの改良を行う必要があります。まず平成26年3月期の売上に貢献する為に、開発人員（3名）を雇用し、当該協力会社と連携し平成26年3月までに既に受注を頂いている製品の完成販売を目指します。また、即座に販売を開始できるよう、営業人員（18名）を雇用しております。

中古車査定システム「IES」

当社は、これまで中古車査定システム「IES」については協力会社による営業を行ってまいりました。その中で、平成26年3月期第2四半期で受注をいただけていなかった取引先やその他の取引先並びに新規の取引先からの導入要請が入ってきており、徐々に成果が見えるようになってきております。この状況下で、さらに当社販売強化を行うため、これまでやってきておりませんが、当社にて積極的に販売を行うことに致しました。協力会社も含めて当社が営業活動を行うことにより顧客の創造がより一層早期に実現できる可能性が見えてきているため、今後注力するに十分有意義と考えます。

即座に販売を開始できるよう、営業人員（3名）を雇用しております。また、現在受注間近の案件が受注になった際に、取引先から求められれば、現製品のカスタマイズに係る費用の支出が発生してくる可能性もございます。

e. 資金ニーズ

当社は、次の資金ニーズを有しております。

最初に、当社は、平成25年11月末現在における当社の現預金残高は、26百万円しか保有しておらず、1ヶ月に必要とされる運転資金が約25百万円であることを考慮すると、平成26年3月期の事業計画を推進するためエネルギー管理システム「ENeSYS」及び中古車査定システム「IES」における運転資金及び事業資金が不足してまいります。このため、遅くとも平成26年1月末までに資金調達を完了し、上記「成長戦略」に沿って当社の成長戦略を実行するための資金を確保しなければ、資金難による倒産リスクに直面している状況であります。

第二に、収益性の改善を図り、早期黒字化の達成を目的に、当社が策定したエネルギー管理システム「ENeSYS」及び中古車査定システム「IES」を核とする「成長戦略」、平成27年3月期以降の事業の継続的な拡大を通じた企業価値の向上を遂行するために、新たに収益性の高い付加価値を付けた製品・サービスを提供することを検討する予定です。当社が、これまでに提供してまいりました製品・サービスは、既に汎用化が進んだものや労働集約型のものが大半を占めており、価格競争が厳しく収益性の改善が難しくなっております。コスト削減を徹底し薄利多売の戦略を取ることも検討してまいりましたが、経営の効率性を高め、高いROIを実現するためには、付加価値の高い製品・サービスを提供することが必要と考え、このための新たな事業資金及び運転資金の調達が求められています。当該事業資金及び運転資金は、既存事業の安定的かつ継続的拡大のみならず、中期的収益の拡大に向けて営業利益及び営業キャッシュ・フローを生むために、高付加価値を生み出す製品・サービスの開発・事業展開に投資されるものであります。具体的には今後の検討対象となりますが、弊社製品の海外販売を行うための現地カスタマイズに係る開発費用及び人件費、外部協力予定会社との協同事業における案件マネジメントに係る追加人件費や運転資金が必要になってくることも想定されます。

これらの資金ニーズを満たすことは、当社の企業価値の向上を実現し、既存株主の利益の向上に繋がることと判断いたしております。逆に言いますと、当該資金ニーズを満たせない場合、上場廃止リスクや倒産リスクが顕在化することになり、株主利益の毀損へとつながります。詳細は後述する3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期に記載のとおりですが、当社の経営課題であります、キャッシュ・ポジションの安定化、及び早期黒字化を実現し、企業価値の向上を図り株主利益の向上を実現するための、平成27年3月期の事業資金及び運転資金の確保に向け、総額約199百万円（差引手取額は約195百万円）の調達を今回の新株式発行の目的としております。

f. 調達する資金の具体的な用途

（本新株式（金銭出資））

具体的な用途 （具体的な用途は差引手取概算額の合計を基準に記しております）	金額 （百万円）	支出予定時期
本社における運転資金	約44百万円	
本社人件費	約32百万円	平成26年1月～12月
本社家賃	12百万円	平成26年1月～12月
エネルギー管理システム「ENeSYS」の事業拡大費用	約38百万円	
ENeSYS基盤の整備（開発費）費用（人件費）	約14百万円	平成26年1月～12月
ENeSYS基盤の整備（開発費）に関する業務委託費	約24百万円	平成26年1月～7月

エネルギー管理システム「ENeSYS」の運転資金	約92百万円	
ENeSYS立ち上げ資金(人件費)	約75百万円	平成26年1月～12月
ENeSYS立ち上げ資金(事務所費)	約5百万円	平成26年1月～12月
事業運転資金(販売費及び一般管理費)	12百万円	平成26年1月～9月
中古車査定システム「IES」の運転資金	約21百万円	
IES立ち上げ資金(人件費)	12百万円	平成26年1月～12月
事業運転資金(販売費及び一般管理費)	約9百万円	平成26年1月～9月
合計金額	約195百万円	

(注) 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

(本新株式(デット・エクイティ・スワップ))

具体的な用途	金額 (百万円)	支出時期
本社における運転資金	約36百万円	
本社人件費	約24百万円	平成25年3月～11月
本社家賃	12百万円	平成25年3月～11月
中古車査定システム「IES」の事業拡大費用	約14百万円	
IES基盤の整備(開発費)費用(人件費)	約12百万円	平成25年3月～11月
IES基盤の整備(開発費)に関する業務委託費	約2百万円	平成25年3月～11月
合計金額	約50百万円	

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

(Sunny Idea International Limited)

名称	Sunny Idea International Limited
所在地	Rm 1602 Malaysia Bldg., 50 Gloucester Road, Wanchai, HK
代表者の役職及び氏名	Cheng Chi Yeung
資本金	10,000HKD
設立日	平成25年11月8日
事業の内容	投資業
主たる出資者及びその出資比率	Cheng Chi Yeung 100%
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。

(セノーテ1号ファンド)

名称	セノーテ1号投資事業有限責任組合
所在地	東京都中央区築地四丁目1番12号ビュロー銀座605号
出資額	56,200千円
組成目的	株式会社の発行する株式等有価証券の取得 事業者に対する金銭の貸付

主たる出資者及びその出資比率	加藤 勝二	28.46%	（有限責任組合員）
	宮下 晃男	28.46%	（有限責任組合員）
	齋藤 雅彦	17.79%	（有限責任組合員）
	北島 義彦	14.23%	（有限責任組合員）
	(株)アベントーラコーポレーション	10.67%	（有限責任組合員）
業務執行組合員等（投資一任勘定委託先）に関する事項	名称	セノーテキャピタル株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区築地四丁目1番12号ビュロー銀座605号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 岡本 武之	
	資本金	10,000千円	
	事業の内容	有価証券の保有、運用、投資、売買 自動車売買情報の収集並びに提供	

b 提出者と割当予定先との間の関係

（Sunny Idea International Limited）

出資関係	当社が保有している割当予定先の持分の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等関係	該当事項はありません。	

（セノーテ1号ファンド）

出資関係	当社が保有している割当予定先の持分の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	当社は、当該ファンドと、平成25年2月28日に金銭消費貸借契約を締結しており、当該ファンドから当社への貸付金50,000千円の取引をしております（当該貸付金のうち、49,951千円が現物出資となります）。なお、その他、当社並びに当社の関係者から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。	
技術又は取引等関係	当社は、無限責任組合員であるセノーテキャピタル株式会社と、平成25年4月1日に業務委託契約を締結しており、セノーテキャピタル株式会社が「IES」販売支援及び中古車のCtoCビジネスを中心とした新たなビジネスモデルの事業化支援を行っております。	

c 割当予定先の選定理由

当社は、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の課題であります、キャッシュ・ポジションの安定化、及び早期黒字化の実現に向け、財務体質の改善、経営基盤の強化、将来収益源泉の獲得を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。これらを実行していくために、現在までに、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるために、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念、高い支払利息等、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直接金融による資金調達を検討する中、公募による資金調達を検討してまいりましたが、当社の現状の業績により公募による資金調達は厳しい状況であります。さらに、営業キャッシュ・フローが安定的にプラスの状態になるまでの運転資金の確保を一括調達するために、第三者割当の新株式発行による資金調達を割当先と交渉してまいりました結果、一部の資金調達は第三者割当の新株式発行（金銭出資）にて行い、一部の資金調達は新株式発行（デット・エクイティ・スワップ）にて行うこととなりました。

なお、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを各割当先から口頭で伺っております。また、上記とは別に、各割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに各割当予定先の役員及び主要株主が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田 寿次）に調査を依頼いたしました。その結果、各割当予定先について反社会的勢力の影響を受けている事実は確認できませんでした。また、各割当予定先の役員及び主要株主についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、各割当予定先と反社会的勢力との関係は確認できないことから、当社として、各割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。

なお、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(Sunny Idea International Limited)

Sunny Idea International Limitedは、Cheng Chi Yeung氏が、当社株式の割当を受けることを前提として平成25年11月に設立された企業です。Cheng Chi Yeung氏は、Eagletec Limited(PC周辺機器のメーカーとして国内外で商品販売をしている企業 UNIT 5 1/F BLK B TONIC INDUSTRIAL CTR 19 LAM HING ST KOWLOON BAY, HONG KONG Director Cheng Chi Yeung)及びChallenger Technology Limited(Eagletec社の商品を中心にPC周辺機器販売を主とするECサイトの運営している企業 FLAT 7 2/F BLK B TONIC INDUSTRIAL CENTRE 19 LAM HING ST KOWLOON BAY, HONG KONG Director Cheng Chi Yeung)等のDirectorを務めている方です。当社が資金に関する相談をしていた取引先の役員と旧来の友人であった同氏が投資目的として日本国内への企業に対する出資を検討していたことを知っていたため、当社の紹介を行って頂き、当社の事業内容、財務体制、及び今後の経営方針等を説明した結果、出資を引き受けて頂ける旨の了承を得たことから、当社としてもSunny Idea International Limitedの保有方針や、当社の経営についての関与を行わない等の方針についての回答を得たことから、協議を行い、割当予定先に選定致しました。

(セノーテ1号ファンド)

セノーテ1号ファンドは、無限責任組員であるセノーテキャピタル株式会社が、有価証券の保有・運用・売買、及び経営コンサルティング業務を主な事業とし、投資事業有限責任組合により対象企業の事業再生のための支援を行うファンドであります。

既存事業への資金投資が十分でない限りにおいて、収益の拡大は望めないことから、当社は昨秋以降、新たな調達先を模索・検討して参りました。当社の前代表取締役である吉川登氏と、本件増資の割当先であるセノーテ1号ファンドの無限責任組員であるセノーテキャピタル株式会社代表取締役岡本武之氏が旧知の仲であることから、吉川氏より岡本氏の紹介を受けました。借入や社債発行によるデット・ファイナンスと株式発行によるエクイティ・ファイナンスの2つの方法があるものの、具体的な投資家が見えない段階では、まずは借入によるデット・ファイナンスが適当と考え、平成24年秋頃の当社の状況を踏まえた借入に関するご相談を開始しました。岡本氏には借入のご相談をさせて頂く過程において、ご説明させて頂いた当社の業務用中古車査定アプリケーション「IES」に興味をもって頂くとともに、当該「IES」を用いた新たな販路・事業領域拡大の構想にご賛同を得ることができました。度重なるご相談・交渉の結果、岡本氏が代表を務めるセノーテキャピタル株式会社が新たに本件増資の割当先となるセノーテ1号ファンドを組成し、まずは当社事業にご賛同いただける方に

当該ファンドにご出資頂いて、平成25年2月26日付プレスリリース「資金の借入に関するお知らせ」とおり、当社は平成25年2月28日付にて当該ファンドより50百万円の借入を実行いたしました。当該借入れにより、運転資金に充当しつつ事業拡大、新規事業投資を行う予定でしたが、当社の主要取引先である、AB7社とのシステム使用並びにシステムサポート保守の契約が、同社のシステム変更に伴い平成25年3月31日をもって満了となったことを受け、借入金の返済によるキャッシュアウトをなくすという考え方から、セノーテ1号ファンドに債務の資本化、つまり現物出資となるデット・エクイティ・スワップのご相談をいたしました。

セノーテ1号ファンドからの借入段階での資金使途は、当社の主力製品である業務用中古車査定アプリケーション「IES」の販売拡大のための販売促進及び体制整備、同製品を活用した新たなビジネスモデルの事業化、その他の運転資金ということで合意しておりましたが、各項目の詳細な使途、金額、支出時期についてまでは合意しておりませんでした。

当初より当社の製品及び事業方針にご賛同頂いているセノーテ1号ファンドに株主になっていただけることが、現時点において最も適当であると考え、借入資金のほぼ全額を現物出資(デット・エクイティ・スワップ)として給付して頂きたい旨のご相談をもちかけた後、セノーテキャピタル株式会社代表取締役岡本武之氏と資金使途をベースに協議を重ね、「4.(2)f 調達する資金の具体的な使途」記載の内容についても同意を得ることができました。

このようにセノーテ1号ファンドからの借入金を現物出資(デット・エクイティ・スワップ)して頂くことは、当社の借入金返済義務がなくなるため、資金確保に繋がります。また、セノーテ1号ファンドの株式保有方針も短期売買目的ではなく、安定株主として保有して頂ける見込みであることから、本件増資の割当先として選定するに至りました。

d 割り当てようとする株式の数及び払込金額

Sunny Idea International Limited 956,000株(199,804,000円)

セノーテ1号投資事業有限責任組合 239,000株(49,951,000円)

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるSunny Idea International Limitedとの間において、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、割当株式について、長期的視点に立った新規事業構築と事業価値の向上を目指すことを方針とした投資及び支援である旨を確認しており、同時に短期売買目的としているものではない方針を口頭にて伺っております。

また、セノーテ1号ファンドとは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本増資により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針と口頭にて伺っております。

各割当先の間では、払込期日までに、新株式の効力発生日(平成26年1月9日)より2年間、当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号または氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲

渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるSunny Idea International Limitedは新設の法人であります。当社は同社が代表者であり出資者であるCheng Chi Yeung氏からの借入金で払い込む旨を同氏から口頭にて確認しております。加えて、当該事実を金銭消費貸借契約書(契約締結日2013年12月16日、借入金額JPY200,000,000、金利年2.5%、返済時期2016年12月16日)にて確認しております。また、Cheng Chi Yeung氏個人が本件増資引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を確認する為、Cheng Chi Yeung氏の個人の通帳は確認をすることが出来なかったものの、普通預金等流動性の高い資産の残高証明を3カ月分受領しCheng Chi Yeung氏が払込に必要な資金を有していること及び自己資金であると判断いたしました。

また、セノーテ1号ファンドにつきましては、当社に対する金銭債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)であることから、平成25年2月26日付プレスリリース「資金の借入に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、すでに当社に借入金50百万円として入金されております。

割当先であるセノーテ1号ファンドは、平成25年2月26日に出資総額56百万円にて組成され、平成25年2月28日付にて当社に50百万円の貸付を行っております。当該出資額は、出資者の自己資金であることを口頭で確認しておりますが、証憑等の確認を行うことは出来ておりません。以上のことから、当社として本第三者割当に関する払込みに支障のないものと、判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書を各割当先より受領しております。また、上記とは別に、各割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに各割当予定先の役員及び主要株主及び紹介者が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼いたしました。その結果、各割当予定先について反社会的勢力の影響を受けている事実は確認できませんでした。また、各割当予定先の役員及び主要株主についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、各割当予定先と反社会的勢力との関係は確認できないことから、当社として、各割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

新株式の発行価格は、本件増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成25年12月19日)までに株式会社東京証券取引所マザーズ市場の公表した当社普通株式株価(終値、以下本項において同じ。)の株価である215円を勘案し、割当先とも協議致しました結果209円とすることにいたしました。

なお、当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日の終値から2.79%のディスカウント、同日までの1カ月平均株価から11.53%のディスカウント、同日までの3ヶ月平均株価から9.91%のディスカウント、同日までの6ヶ月平均株価から13.89%のプレミアムとなっております。

発行価格の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

当社といたしましては、市場環境等による経済情勢の変化及び決算発表等これまでに当社が開示してまいりました個別の業績内容等を踏まえた上で、平成25年9月及び10月並びに12月前半の当社普通株式の市場価格が、特段の要素がないにも関わらず日経平均と比べても大きく変動している事実を踏まえ、直近における当社株価の動きが、特段不安定な動きをしているものではないことから、特殊な要因の影響はないものと認識し、直前営業日の終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

加えて、発行価格について、取締役会決議日の直前営業日の終値からのディスカウント率を2.79%とした経緯と致しましては、当社と割当予定先との間で発行価格について、本件増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を前提として、最終的な交渉を行いました。当社としては既存株主への株式の希薄化、発行価格の影響度を慎重に検討しつつも、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の事業展開は更に厳しいものとなるため、各割当予定先のディスカウント要望を一定程度受け入れる必要があると判断した結果でございます。

以上から、当社取締役会としても、発行価格が特に有利なものではないと判断し、上記の通り新株式の発行価格を決定致しました。

なお、本件増資に関し、監査役3名(社外監査役3名)全員は、以下の理由により、発行価格が特に有利でない旨の意見を述べております。

上記算定にあたっての取締役の判断が、既存株主の利益保護の観点から、本件増資に係る取締役会決議日の前営業日終値の株価、本件増資に係る取締役会決議日の前営業日までの終値及び売買高の推移並びに当社の株価の変動性等を勘案して行われていること。

発行価格と、直前営業日、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月平均株価との乖離率のうち1ヶ月平均株価との乖離率に関してのみ、10%のディスカウントを超えることになるが、当社の株価(終値)は平成25年12月2日を境に急騰しており、当社のプレスリ

リースその他の開示情報及びマーケット全体の株価相場に鑑みても、かような急騰に合理的理由は見当たらないものと思われるため、急騰した結果を強く反映した1か月平均株価を基準とすることは適当ではなく、またその考え方は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定めるルールに反するものではないと考えること。

なお、当社株式は平成25年10月1日の効力発生をもって、1株を100株とする株式分割を行っており、ディスカウント率の算定には、株式分割と同等の比率で株価の調整を行っております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行される新規発行株式数は1,195,000株となり、平成25年12月20日現在の当社普通株式の発行済株式総数である4,939,100株(議決権数49,271個)に対して24.19%の割合(議決権における割合24.25%)に相当し、結果として株式の希薄化が生じます。これらのことから、希薄化率が25%程度となることから、大規模な第三者割当増資に準じるものと考えております。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Dymagin Global Limited	Suite 2408,24/F.,Lippo Centre,Tower 2,89 Queensway,Hong Kong	985,500	20.00	985,500	16.10
Sunny Idea International Limited	Rm 1602 Malaysia Bldg., 50 Gloucester Road, Wanchai,HK			956,000	15.62
KING TECH SERVICE HK LIMITED (常任代理人 株式会社 キング・テック)	FLAT/RM301,3/F,SUN HUNG KAI CENTRE,30 HARBOUR ROAD,WANCHAI,Hong Kong (東京都中央区日本 橋富沢町10番18号)	575,000	11.67	575,000	9.39
IMグロース1号投資事 業有限責任組合	東京都世田谷区弦巻4丁 目23番12号	483,400	9.81	483,400	7.90
セノーテ1号投資事業 有限責任組合	東京都中央区築地四丁目 1番12号ビュロー銀座605号			239,000	3.90
株式会社キング・テック	東京都中央区日本橋富沢 町10番18号	231,900	4.70	231,900	3.79
株式会社MAYA INVESTMENT	東京都港区三田2丁目20 番3号	180,000	3.65	180,000	2.94
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁 目12番3号	149,900	3.04	149,900	2.45
日本証券金融株式会 社	東京都中央区日本橋茅場 町1丁目2番10号	98,600	2.00	98,600	1.61
尾崎 健介	東京都江東区	84,700	1.71	84,700	1.38
小林 有一	群馬県藤岡市	75,000	1.52	75,000	1.23
林 利之	岐阜県岐阜市	66,700	1.35	66,700	1.09
計		2,930,700	59.47	4,125,700	67.39

(注) 募集前の大株主の状況は、平成25年9月30日現在の株主名簿、及び平成25年10月1日から本書提出時点までの新株予約権の権利行使による影響をもとに、平成25年10月1日を効力発生日(権利落日平成25年9月25日)として1株を100株とする株式分割を行った影響を反映した数値を記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本件第三者割当の本新株式の発行規模は、「4.大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、議決権個数の希釈化が生じます。

これにより既存株主の皆様におきましては、大幅に株式持分及び議決権比率が低下することから、既存株主様の株式価値が低下すると考えております。また、割当予定先の保有方針としては、同時に短期売買目的としているものではない旨の報告を受けておりますが、発行した株式が売却されることとなる場合、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

このような状況下において、平成25年3月期までの2年間、当社売上高のそれぞれ63.4%、97.7%を占めていた主要取引先である、AB7社とのシステム使用並びにシステムサポート保守の契約が同社のシステム変更に伴い平成25年3月31日をもって満了となったことにより、当社売上高が大幅に減少致しました。その結果、平成26年3月期第2四半期(累計)における当社の経営成績は、売上高28百万円、営業損失45百万円、経常損失55百万円、当期純損失49百万円となっております。このままの推移では経営成績の悪化から、売上高が1億円に満たない可能性があり、東京証券取引所の定める有価証券上場規程603条第1項4号の定めにより上場廃止懸念があります。また、財政状態の悪化から平成26年3月期第3四半期において債務超過に陥る可能性が高いこと、更に2期連続で債務超過に陥ることとなった場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程603条第1項3号の定めにより上場廃止懸念があります。このことから、新規製品に対する資金投下を行うことにより、収益基盤の確立を行い既存製品の販売強化と併せて早期の黒字転換を行うこと、並びに自己資本の充実を図ることで、財務体質の強化につながるものと考えており、当社の企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本新株式の発行を行うことが必要であると判断致しました。

また、資金調達を検討する中、間接調達や直接調達を含めあらゆる手段での資金調達の方法を検討してまいりましたが、当社の現状においては、数期にわたり当期純損失を計上する厳しい状況にあり、資金調達の方法は限られたものとなっております。間接金融による資金調達については、本資金調達の目的が自己資本の充実も含まれることから、間接金融については選択肢として見送り、また、直接金融による資金調達を検討するにあたり、公募増資については、同じく数期にわたり当期純損失を計上している状況であることから、十分な応募が期待できないことは明白であり、実現可能性が低いと判断いたしました。株主割当増資やライツ・オファリングについても前述の厳しい財務状況に加えて、ここ数年配当が実施できていないことから現段階では実現可能性が低いと判断いたしました。その結果、第三者割当増資の方法を主眼として検討せざるを得ないとの判断に至りました。また、新株予約権の発行につきましては、資金調達が割当予定先の権利行使に依拠されてしまうことで確実ではないことから、新株予約権付社債の発行につきましては、社債が転換されることの無かった場合、自己資本の充実がなされないことから、選択肢として見送ることいたしました。

そこで当社の資金需要を勘案し、時間的に限られた状況の中で第三者割当増資を検討するにあたり、今般の割当予定先との協議を行い、今般の各割当予定先を引受先として第三者割当増資による新株式の発行を決定致しました。

また、割当予定先は当社の大株主となるものの、当社の筆頭株主の異動が生じる規模ではないこと、また本件増資は割当先に特に有利な条件による株式の割当ではないことから、当社の資金調達の必要性、調達資金を活用することによる事業価値や企業価値向上と、希薄化規模としては、25%程度となるものの、割当予定先のうち、Sunny Idea International Limited、の保有方針としては、短期売却を想定していないことから、市場に今般発行する株式が、市場に流通するものは、一定に限られることなどを勘案した結果、中長期的には本件増資の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件増資により、当社株式は25%程度の大幅な希薄化が生じることになることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に準じ、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行うことと致しました。

当社は、当社社外監査役3名全員に加え、当社とこれまで取引の無い弁護士である田中達也氏(熊谷田中法律事務所)による委員会(以下、「独立委員会」)を組成し、本第三者割当による新株式の発行を実施することの必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱しました。

当社は、独立委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当に係る募集株式発行の目的及び理由(割当予定先の選定理由、本提携の内容、第三者割当の方法による理由や他の資金調達手段との比較を含みます。)、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、各委員それぞれからの質問事項に関して説明を行い、独立委員会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。

その結果、独立委員会は、以下の通り、平成25年12月19日付の意見書において述べております。

<独立委員会の意見書>

1.資金調達の必要性

貴社は、本件第三者割当(金銭出資)により、199,804,000円(手取概算額195,643,000円)の調達を予定しています。

当該資金調達の必要性について、貴社においては、毎月およそ25百万円の運転資金が必要であるが、平成25年11月末現在における現預金残高が26百万円であることから、平成26年3月期の事業計画を推進するための運転資金及び事業資金が不足しており、遅くとも平成26年1月末までに資金を確保しなければ、資金難による倒産リスクに直面している状況であること、収益性の向上を図り、早期黒字化の達成を目的として、エネルギー管理システム「ENeSYS」及び中古車査定システム「IES」を核とした成長戦略、平成27年3月期以降の事業の継続的な拡大を通じた企業価値の向上を遂行するために、新たに収益性の高い付加価値を付けた製品・サービスを提供する必要があることを挙げています。

そして、当該調達資金の用途について、貴社において、(i)本社における運転資金約44百万円(本社人件費約32百万円、本社家賃12百万円)、(ii)エネルギー管理システム「ENeSYS」の事業拡大費用約38百万円(ENeSYS基盤の整備(開発費)費用(人件費)約14百万円、ENeSYS基盤の整備(開発費)に関する業務委託費約24百万円)、(iii)エネルギー管理システム「ENeSYS」の運転資金約92百万円(ENeSYS立ち上げ賃金(人件費)約75百万円、ENeSYS立ち上げ賃金(事務所費)約5百万円、事業運転資金(販売費及び一般管理費)約12百万円)、(iv)中古車査定システム「IES」の運転資金約21百万円(IES立ち上げ賃金(人件費)12百万円、事業運転資金(販売費及び一般管理費)約9百万円)を予定しています。

この点、平成25年3月31日をもって株式会社オートバックスセブンとのシステム使用並びにシステムサポート保守の契約が終了して以降現時点まで、新たな収益源を見い出されておらず、その間、借入に係る元利金の支払が膨らみ、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在するに至り、現状維持では上場廃止基準に抵触するおそれ、資金難により倒産するおそれが高くなっています。

かかる状況においては、まず当面の運転資金を確保することは急務でありますし、また、これまでの既存製品・既存事業に依存しているだけでは、状況の改善は難しいものと思われ、また、既存製品をより競争力の高いものとして既存事業を見直す必要があると思われ、さらに、ソフトウェア開発能力という貴社の強みを活かし、時代のニーズにマッチした新たなサービスを創造しなければ、中長期的な発展も望めないものと考えます。

また、本件第三者割当(金銭出資)により調達した金員の用途は、運転資金のほか、新規事業であるエネルギー管理システム「ENeSYS」の開発・運転資金と、既存事業である中古車査定アプリケーション「IES」の運転資金であり、いずれも具体性が認められます。

そして、「IES」はこれまでの販売実績のある製品であり、付加価値を高めることにより新たな価値を生み出す潜在力は残っているものと思われ、また、「ENeSYS」は、消費電力を抑える効果が見込まれ、エコロジーという時代のニーズにマッチした将来性のある事業であると思われ、

以上の理由から、貴社が挙げる資金調達の必要性は認められるものと考えます。

2. デット・エクイティ・スワップの必要性

貴社は、本件第三者割当(DES)により、49,951,000円の借入債務をして、現物出資の方法により新株式を発行すること(いわゆるデット・エクイティ・スワップ、以下「DES」といいます。)を予定しています。

当該DESの必要性について、貴社においては、有利子負債の削減による金利負担の軽減、支払債務の削減による財務基盤の強化、収益性に向上による早期での業績回復及び財務体質の大幅な強化への寄与を挙げています。

この点、貴社においては、前述のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状態であり、また、営業キャッシュ・フローの中から返済原資を捻出することが困難な状況と思われ、返済原資を新たな借入によることは、その困難性をさておいても、抜本的な解決にはならないものと思われ、今回の本件第三者割当(金銭出資)による調達資金を既存事業及び新規事業に投下したとしても、短期的な営業キャッシュ・フローに繋がるものではないと思われるため、平成26年2月28日の返済期限の前に、DESにより返済を免れ、また、これによって財務体質が強化されるものと考えます。

以上の理由から、貴社が挙げるDESの必要性は認められるものと考えます。

3. 本件第三者割当(金銭出資)スキームの相当性

第三者割当を選択せざるを得ない理由について、貴社においては、間接金融による資金調達は、本件第三者割当の目的が自己資本の充実も含むことから適当ではないこと、直接金融のうち、公募増資、株主割当増資、ライツ・オフアリングは、現在の財政状態及び配当実績等から、十分な応募が期待できず実現可能性が低いと判断したこと、新株予約権は、資金調達が割当予定先の権利行使に依拠され確定ではないこと、新株予約権付社債は、社債が転換されることがなかった場合に自己資本の充実がなされないことから、選択肢から見送り、結果として、資金重要を勘案し、時間的に限られた状況の中で第三者割当の新株式発行を選択したことを挙げています。

この点、前述のとおり、貴社においては、現状、営業キャッシュ・フローに比して元利金の支払が膨らんでいる状態であることから、デットによる資金調達ではなく、エクイティによる資金調達を選択することは合理的であり、また、現実的であると思えます。

また、貴社の財務状況からして、迅速な資金調達が望まれるところ、行使が約束されない新株予約権は適当な手段ではないと思われ、また、公募増資、株主割当増資及びライツイシューについては、貴社が挙げるとおり、応募してもらえないか不透明であり、迅速な資金調達が必要な貴社の現況には照らせば、適した方法ではないといえます。

以上の理由から、確実に資金調達が可能な第三者割当増資によることは、他の資金調達との比較においても相当であると考えます。

また、割当先としてSunny Idea International Limitedを選定した理由・経緯について、貴社においては、貴社が資金に関する相談をしていた取引先の役員と旧来の友人であったCheng Chi Yeung氏が投資目的として、日本国内への企業に対する出資を検討していることを知ったため、同氏の紹介を受け、貴社の事業内容、財務体制及び今後の経営方針等を説明した結果、出資を引き受けてもらえる旨の了承が得られたことを挙げています。

この点、前述のとおり、貴社においては迅速な資金調達が必要な状況ではありますが、これまで述べてきた貴社の現況に照らせば、増資に応じることを了承する先を探すことは容易ではないものと思われ、そして、かかる状況においては、従前から貴社を把握し、その事業を十分に理解した先からの紹介でなければ、増資に応じることは難しいものと思われ、貴社の取引先から紹介を受けた先を割当先に選定することは、貴社の現況においては、現実的な方法であると思えます。また、貴社によれば、民間調査会社への照会により、割当先について反社会的勢力との関与がない旨を確認しているとのことであり、かかる観点において検証済みであるといえます。

以上の理由から、割当先の選定においても相当性が認められるものと考えます。

4. 本件第三者割当(DES)スキームの相当性

有利子負債の削減による金利負担の軽減、支払債務の削減により、財務基盤の強化を図ることを目的とするのであれば、DESは相当な手段であると考えられます。

また、金融機関は一般にDESに応じることは難しいと思われるので、貴社の借入先のうちセノーテ1号投資事業有限責任組合をDESの対象として選定したことについて相当性が認められるものと考えます。また、貴社によれば、民間調査会社への照会により、割当先について反社会的勢力との関与がない旨を確認しているとのことであり、かかる観点においては問題ないと思います。

5.発行条件の内容の相当性

日本証券業協会が新株の引受販売を行う協会員(証券会社)向けの自主ルールとして制定した「第三者割り当て増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協ルール」という。)においては、「発行価額は、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から発行価額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上とすることができる。」と規定されており、当該日証協ルールは、証券取引市場において広く認知されており、また、裁判例においても重要な判断基準として扱っているものといえます。

したがって、本件第三者割当の発行条件、すなわち、本件第三者割当が普通株式であることからその発行価額の相当性については、日証協ルールに沿うものか否かを基準に判断することが妥当と考えます。

そして、本件第三者割当の発行価額は、貴社において、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日における株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値である215円を勘案し、協議の結果、1株につき209円と決定し、当該発行価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値から2.79%のディスカウント、1か月平均株価から11.53%のディスカウント、3か月平均株価から9.91%のディスカウント、6ヶ月平均株価から13.89%のプレミアムとなっています。

この点、本件第三者割当の発行価額は、直前営業日の終値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、日証協ルールに照らして有利発行とはならないものと考えます。なお、直前営業日からの1か月、3か月、6ヶ月の平均株価のうち、1か月平均株価に関してのみ、10%のディスカウントを超えることとなりますが、貴社の株価(終値)は平成25年12月2日を境に急騰しているところ、貴社のプレスリリースその他の開示情報及びマーケット全体の株価相場に鑑みても、かかる急騰に合理的理由は見当たらないものと思われ、かかる状況から、急騰した結果を強く反映した1か月平均株価を基準とすることは適当ではなく、またかかる考え方は日証協ルールに反するものではないと考えます。

以上の理由から、発行条件の内容の相当性が認められるものと考えます。

以上の経緯を経て、当社取締役会は、独立委員会から提出された意見を踏まえ、審議を行い、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年12月20日）までの間に
いて、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[平成25年12月4日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称または氏名

主要株主でなくなったもの

IMグロース1号投資事業組合

(2) 当該異動の前後における当該株主の所有する議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

	所有議決権の数	総株主の議決権の数 に対する割合
異動前	4,834個	10.05%
異動後	4,834個	9.81%

(3) 当該異動の年月日

異動の年月日 平成25年11月27日

(4) その他の事項

報告書提出日現在の資本金の額 940,663千円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 4,939,100株

[平成25年12月4日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成25年6月30日

(2) 当該事象の内容

当社は、貸付先の事業の進捗をはじめとする直近までの業績や財政状況などを勘案し、債権の評価を見直した結果、貸倒引当金繰入額を計上する必要が生じました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当社の平成26年3月期第1四半期会計期間において、営業外費用として8,250千円を計上します。

[平成25年4月25日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成25年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款の一部変更の件

事業目的の変更、補欠監査役に関する規定を新設する。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、高田真吾、劉海濤、王遠耀、小田玄紀、畑久恵を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、市橋保男を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款の一部変更の件	33,012	44	0	(注)1	可決 99.84%

第2号議案 取締役5名選任の件						
高田 真吾	32,924	132	0	(注) 2	可決	99.57%
劉 海濤	32,924	132	0		可決	99.57%
王 遠耀	32,922	134	0		可決	99.57%
小田 玄紀	32,924	132	0		可決	99.57%
畑 久恵	32,924	132	0		可決	99.57%
第3号議案 監査役1名選任の件						
市橋 保男	32,937	119	0	(注) 2	可決	99.61%

- (注) 1. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月27日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 法 木 右 近

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度において当期純利益が計上されたものの、主要な取引先を喪失し、継続的かつ安定的な利益の計上に不確実性が認められることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は保有資産の効率運用を図るため、保有する投資有価証券を平成25年6月に売却したことに伴い、翌事業年度において、投資有価証券売却益6,736千円を計上する。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものでない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リミックスポイントの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社リミックスポイントが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月13日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 大 丸 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	石 渡 裕一朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度において当期純利益が計上されたものの、主要な取引先を喪失し、継続的かつ安定的な利益の計上に不確実性が認められることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。